

特許出願にかかる費用

弁理士 廣瀬隆行

hirose@hirosepatent.jp

1. はじめに

いざ特許出願をしようと考えても、費用がどれくらいかかるのかわからなければ、特許出願の見通しがたてられません。では、1 件の特許出願をするためにどのくらいの費用がかかるのでしょうか。以下では、費用のうち主なものについて説明します。

2. 料金の種類

特許関係の費用は大きく2つに分けられます。特許庁に支払う費用と代理人費用(弁理士に支払う報酬・実費など)です。

3. 出願前にかかる費用

出願前に弁理士に先行文献調査を依頼した場合、その調査に要した費用がかかります。その額は、先行文献調査の程度などによって様々です。通常、無料～100万円程度ですが、**10万円程度が一般的**です。また、**先行文献調査は弁理士に依頼しなくても構いません**。また、**先行文献調査を行わなくても構いません**。

4. 出願時にかかる費用

特許庁に納入する特許出願料は1万5000円ですが、弁理士に出願書類の作成を依頼した場合、弁理士に支払う弁理士報酬が要求されます。弁理士費用として、**通常20万円程度～50万円程度はかかります**。明細書が膨大となる分野や複雑な技術分野などでは、更に費用がかかるケースが多いです。ただし、これらはあくまで目安であって、弁理士報酬は、弁理士と顧客の話し合いによって定めることができます。

参考までに料金の例を以下の表1に紹介します。

表1. 特許関係料金の例

項目	手数料(円)	謝金(円)	印紙代((円)
特許出願	180,000	100,000	15,000
請求項1項毎に加算する額	10,000	10,000	
要約書作成	4,200		
電子出願手数料	8,500		
明細書加工手数料	別途		
図面の加工手数料	別途		

表1の例ですと、例えば、請求項が5つ、明細書が10頁、図面2枚の出願の場合、明細書加工手数料を3800円/頁、図面を1枚4000円として、出願時におよそ30万円かかり、特許になった場合には、更に14万円の謝金が必要となります。実際の出願は、もっと請求項が多く、明細書の枚数も多いケースが殆どです。

5. 出願審査請求に係る費用

特許出願は、特許庁に出願審査請求をしなければ審査が始まりません。この出願審査請求は、特許出願から3年以内にする必要があり、通常表2に示される料金を**特許庁**に納付しなければなりません。また、1万円から2万円程度の納付費用を代理人に支払います。

表2. 通常の出願の場合の出願審査請求費用

	基本部分	請求項加算額
通常（調査報告書の提示なし）	16万8600円	4000円

たとえば、通常の特許出願で、請求項が5個の特許出願であれば、出願審査請求料として、16万8600円に4000×5=2万円を加えた、18万8600円を特許庁に納付することになります。代理人費用も合わせると、**出願審査請求費用として約20万円かかる**ことになります。

6. 中間処理に係る費用

出願審査請求後ストレートに特許される場合は、中間費用はかかりません。しかし、ストレートに特許されるケースはほとんどなく、通常は1度又は2度以上、拒絶理由が通知され、それに対して中間処理が必要となります。なお、特許庁の統計によれば、出願審査請求をした後に特許される割合はおおよそ50%程度です。

意見書と手続補正書を提出するたびに、弁理士報酬として最低 12 万円強の費用がかかります。この額は、請求項の数が多いほど、また拒絶理由の引例が多いほど高くなります。文献によっては、取り寄せするだけで実費が高額になる場合もあります。また、拒絶査定不服審判を請求する場合は、特許庁に支払う費用が5万 5000 円以上であり、弁理士報酬も 19 万円以上かかります。これらの額も弁理士と相談のうえ決めることができます。

なお、出願後公開公報が発行されます。この公開公報は出願人へ無料にて転送いたします。

7. 特許後の年金

特許になった場合には、先に説明した成功報酬(例えば、10 万円+請求項の数×1 万円)のほか、毎年以下の表3に示される特許料(年金)が要求されます。この年金は特許庁に納付します。この年金管理は、基本的にはお客様にお願いすることになりますが、事務所の方でも期日前に年金納付の可否についてお問い合わせをする場合があります。特許料の納付を弁理士に依頼した場合、1 回納付当たり1万円～3 万円程度の手数料が発生します。代理人費用を考えると、数年分まとめて納付した方が安く済みます。

維持年金の管理を怠るとせっかくの特許権が消滅します。ですから、年金の納付期限は、しっかりと管理されることをお勧めいたします。なお、事務所では、ご要望に応じて期限前にリマインダーを送るサービスを行います。ただし、個人で負うことができる責任には限界があるため、仮に年金の納付を誤った場合であっても、権利の失効に伴う損害賠償責任を負うことはできません。

表3. 特許後に必要な特許料

特許後 1～3 年	2300 円	+	1 請求項あたり 200 円/年
特許後 4～6 年	7100 円	+	1 請求項あたり 500 円/年
特許後 7～9 年	2 万 1400 円	+	1 請求項あたり 1700 円/年
特許後 10 年以降	6 万 1600 円	+	1 請求項あたり 4800 円/年

特許後に特許料を納付しなければ、特許は消滅します。なお、1 年目～3 年目の特許料は、特許査定後 30 日以内に納付しなければなりません。

以上